

	やまきふ			モンベル						日山協						
サイト	https://www.yamakifu.or.jp			https://hoken.monbell.jp/aiglong/activity.php			https://hoken.monbell.jp/aiglong/activity.php			https://sangakukyousai.jp						
種類	一般	プラス	エキスパート	野外活動保険™(傷害総合保険)			山岳保険(運動等危険補償特約付傷害総合保険)			ハイキングコース ※日山協山岳共済会の会員登録(千円)必要			登山コース ※日山協山岳共済会の会員登録(千円)必要 ※ここでは入院補償なしのみ掲載			
				安心プラン補償	スタンダードプラン補償	シンプルプラン補償	安心プラン補償	スタンダードプラン補償	シンプルプラン補償	I	II	III	S	C	D	
年会費	¥4,000	¥7,500	¥10,000	¥11,480	¥5,000	¥3,460	¥27,130	¥16,340	¥6,630	¥2,870	¥7,540	¥5,140	¥4,520	¥8,470	¥13,170	
救済者費用補償	500万円まで 遭難時に、民間ヘリや救助隊等の捜索救助費用 登山届提出で1000万円まで 登山届提出で1000万円まで	500万円まで 遭難時に、民間ヘリや救助隊等の捜索救助費用 登山届提出で1000万円まで 天災特約付きで地震や噴火の怪我も対象	500万円まで 遭難時に、民間ヘリや救助隊等の捜索救助費用 登山届提出で1000万円まで 天災特約付きで地震や噴火の怪我も対象	500万円まで	500万円まで	500万円まで	500万円まで	500万円まで	500万円まで	500万円			-	-	-	
遭難捜索費用補償	-	-	-	-	-	-	100万円限度	100万円限度	100万円限度	-	-	-	100万円	200万円	300万円	
遭難捜索追加費用補償	-	-	-	-	-	-	30万円限度	30万円限度	30万円限度	-	-	-	-	-	-	
現地への家族の旅費	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害死亡補償	¥10,000	¥500,000	¥500,000	¥2,000,000	¥2,000,000	¥2,000,000	¥2,000,000	¥2,000,000	¥50,000	200万円	400万円	200万円	100万円	250万円	500万円	
後遺障害保険				8万円～ 200万円	8万円～ 200万円	8万円～ 200万円	8万円～ 200万円	8万円～ 200万円	2,000円～ 5万円							
傷害入院補償(日)		¥2,000 (日)	¥2,000 (日)	¥1,500 (日)	-	-	¥1,500 (日)	-	-	¥1,500	¥3,000	¥2,000	-	-	-	
傷害手術補償		¥20,000 入院時	¥20,000 入院時	¥15,000 入院時	-	-	¥15,000 入院時	-	-	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。						
傷害手術補償(外来)		¥10,000	¥10,000	¥7,500	-	-	¥7,500	-								
障害通院保険金日額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	¥1,500	¥1,000	-	-	-	
傷害医療費用保険金	-	-	-	100万円限度	100万円限度	-	100万円限度	100万円限度	-	-	-	-	-	-	-	
個人賠償責任補償		1億円 示談交渉サービス付	1億円 示談交渉サービス付	1億円 示談交渉サービス付	1億円 示談交渉サービス付	1億円 示談交渉サービス付	1億円 示談交渉サービス付	1億円 示談交渉サービス付	1億円 示談交渉サービス付	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品損害補償				10万円限度(自己負担額3,000円)	-	-	10万円限度(自己負担額3,000円)	-	-	-	-	-	-	-	-	
活動時の条件	病気や道迷いなどもカバー	病気や道迷いなどもカバー ※危険な職業に従事中に起きたケガ(死亡・入院・手術)の補償は削減されることがあります	病気や道迷いなどもカバー ※危険な職業に従事中に起きたケガ(死亡・入院・手術)の補償は削減されることがあります	病気や道迷いなどもカバー※脳疾患、心身喪失は条件により含まない 日本国内での野外活動中における偶然な事故(※1)によって、被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合			「野外活動保険™」で補償の活動に加え、山岳登山中の事故を補償します。 地震・噴火・津波危険補償特約	「野外活動保険™」で補償の活動に加え、山岳登山中の事故を補償します。			・登山中のケガで死亡や入院等された場合 ・登山やハイキング中に遭難し、捜索費用や救助費用が発生した場合等 ・なお、登山・ハイキング中だけでなく、日常生活や業務中に起こった傷害事故も補償の対象となります。			・登山中のケガで死亡や入院等された場合 ・登山やハイキング中に遭難し、捜索費用や救助費用が発生した場合等 ・なお、登山・ハイキング中だけでなく、日常生活や業務中に起こった傷害事故も補償の対象となります。		
活動範囲(ケガの場合)		夏山の雪渓で軽アイゼン使用時 5m以下のボルダリング	雪山、クライミング中のケガ パリエーションルート ピッケル等を使用する山岳登山 バックカントリー	トレッキング、ハイキング、キャンプ、サイクリングやゲレンデスキーなど、さまざまなアウトドアライフ。 ただし山岳登山やバックカントリーなどは含まれない スノーハイキングなどは？			「野外活動保険」範囲に加え、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、山スキー、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)。ただし登る壁の高さが5m以下であるボルダリングや、安全確保のためのロープを使用した人工壁(※)でのクライミング(リードクライミング・スピードクライミングに代表されるスポーツクライミングなど)を除きます。			山岳登山の行程中の事故でも、転倒による捻挫等のケガ、腹痛等と同程度のものはこの特約で定める遭難とはみなしません。病気、ケガ等により、登山続行不能となった場合は、遭難捜索対象者の自力または同行したグループのみの力によって下山し得るならば遭難とは考えませんが、事故の結果下山が遅れ、救助活動を必要としたような場合には、事故の状況、形態、場所、時間的経過等を踏まえ、社会通念上の観点から遭難と判断されるものは対象とします			山岳登山の行程中の事故でも、転倒による捻挫等のケガ、腹痛等と同程度のものはこの特約で定める遭難とはみなしません。病気、ケガ等により、登山続行不能となった場合は、遭難捜索対象者の自力または同行したグループのみの力によって下山し得るならば遭難とは考えませんが、事故の結果下山が遅れ、救助活動を必要としたような場合には、事故の状況、形態、場所、時間的経過等を踏まえ、社会通念上の観点から遭難と判断されるものは対象とします			
賠償責任補償範囲		誤って他人をケガさせた 日常の自転車事故時も対象	誤って他人をケガさせた 日常の自転車事故時も対象	誤って他人をケガさせた 日常の自転車事故時も対象	誤って他人をケガさせた 日常の自転車事故時も対象		誤って他人をケガさせた 日常の自転車事故時も対象			誤って他人をケガさせた 日常の自転車事故時も対象			誤って他人をケガさせた 日常の自転車事故時も対象			
	※捜索は捜索費用が明示された組織による場合のみ費用支払い可能			山岳会や知人の捜索隊にも捜索費用等支払い可能												